

※本資料は、平成31年度政府予算案に基づくものであるため、事業の実施は予算成立が前提となります。
また、予算成立までの過程で公募要領等に変更があり得ることをあらかじめ御了承の上、御応募ください。

平成31年度「イノベーション創出強化 研究推進事業」について

平成31年1月

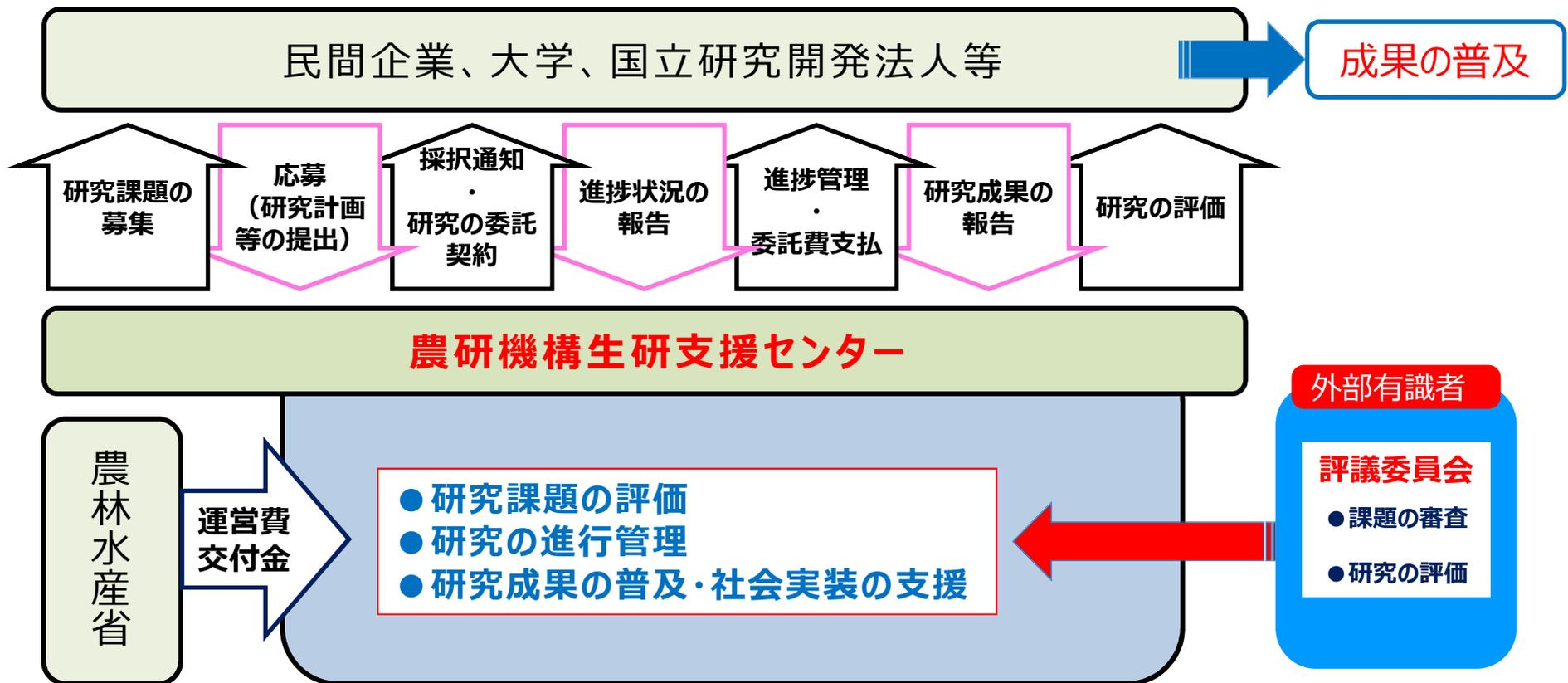
(国研) 農研機構 生物系特定産業技術研究支援センター
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室

目次

1	生研支援センターについて	3
2	イノベーション創出強化研究推進事業について	5
2-1	研究ステージ	6
2-2	31年度の主な変更点	7
2-3	事業のポイント	8
2-4	申請者の要件（研究ステージ共通）	9
2-5	「知」の集積と活用の中からの提案への優遇（研究ステージ共通）	10
2-6	各研究ステージについて	
2-6-1	基礎研究ステージ	11
2-6-2	応用研究ステージ	14
2-6-3	開発研究ステージ	17
2-7	マッチングファンド方式について	22
2-8	今後のスケジュール（予定）	26
3	本事業に関する問合せ先	28
	（参考）	29

1 生研支援センターについて①

生研支援センター（生物系特定産業技術研究支援センター）は、農林水産業、食品産業等の分野で、民間企業、大学、国立研究開発法人などに対して、研究課題を公募し、選定した課題の実施機関に**研究資金を提供**し、研究の実施及びその成果の普及を推進する機関。



1 生研支援センターについて②

(1) 生研支援センターが果たすべき役割

農研機構のファンディング部門である生研支援センターが果たすべき役割は、「国民への安全・安心・高品質な農林水産物・食料の安定供給」と「農林水産業を強い産業として育成し、海外市場で農林水産物・食品のマーケットシェアを伸ばし、政府の経済成長政策（GDP600兆円実現）への貢献」を目指した農林水産分野での科学技術イノベーションの創出に向けた優れた研究開発への支援です。

(2) 応募に当たって

生研支援センターが果たすべき役割を踏まえ、応募に当たっては、

- ① 解決すべき課題と性能スペック、実用化時期の目標を明確にするとともに、
 - ② 社会実装を明確に意識した研究計画の策定
- をお願いします。

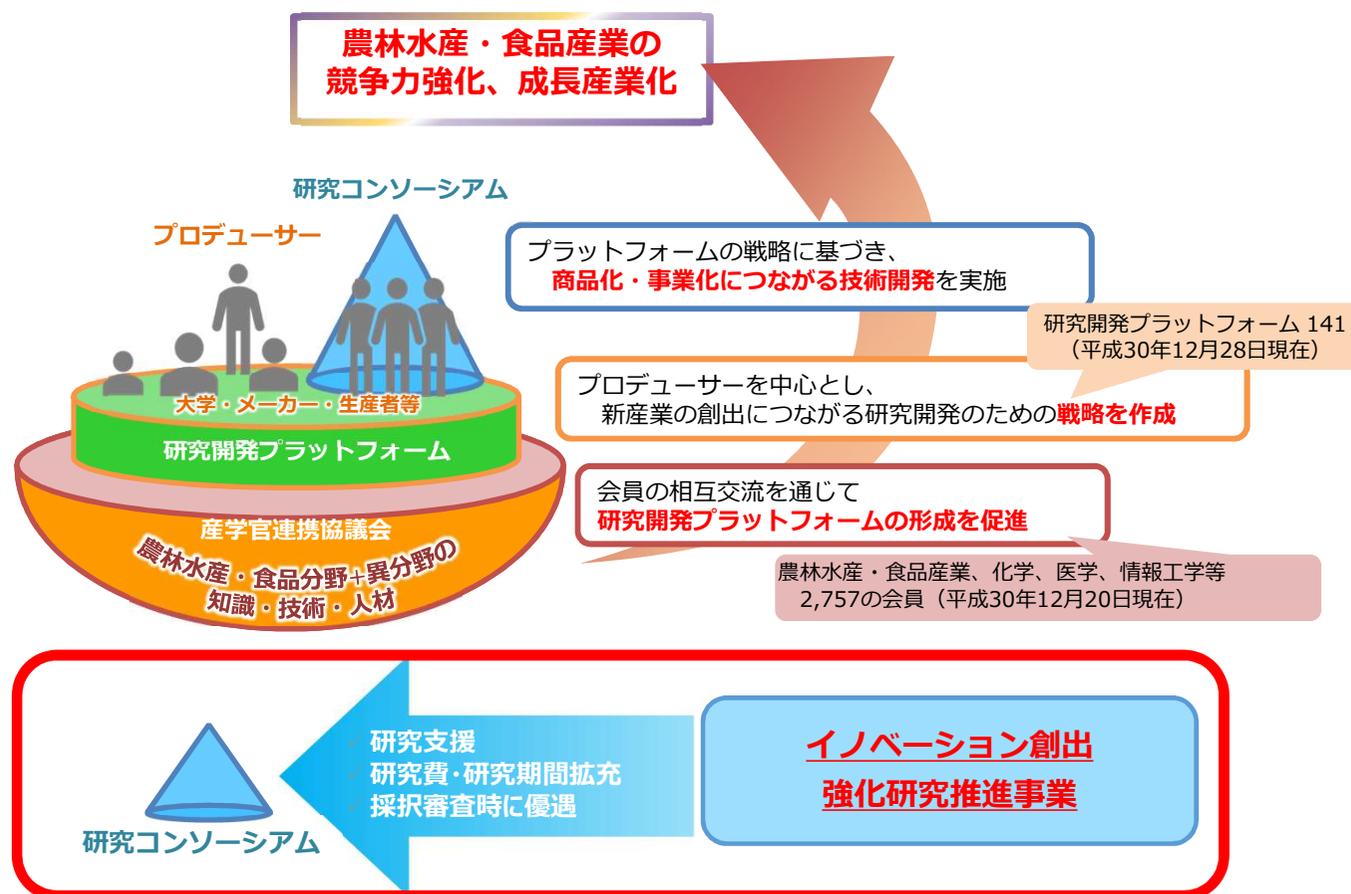
なお、目標実現に向けたロードマップを作成し、毎年の進捗状況と比較して評価を実施しますので、提案書作成の際に御留意をお願いします。

また、生研支援センターは、本事業の目標の達成が図られるよう、各研究課題の進捗管理、指導等の責任者としてPD（プログラム・ディレクター）、PDを補佐する研究リーダー等を配置して運営管理を行いますので、本事業を実施するに当たっては、御協力をお願いします。

2 イノベーション創出強化研究推進事業について

平成31年度予算概算決定額【4,080百万円】

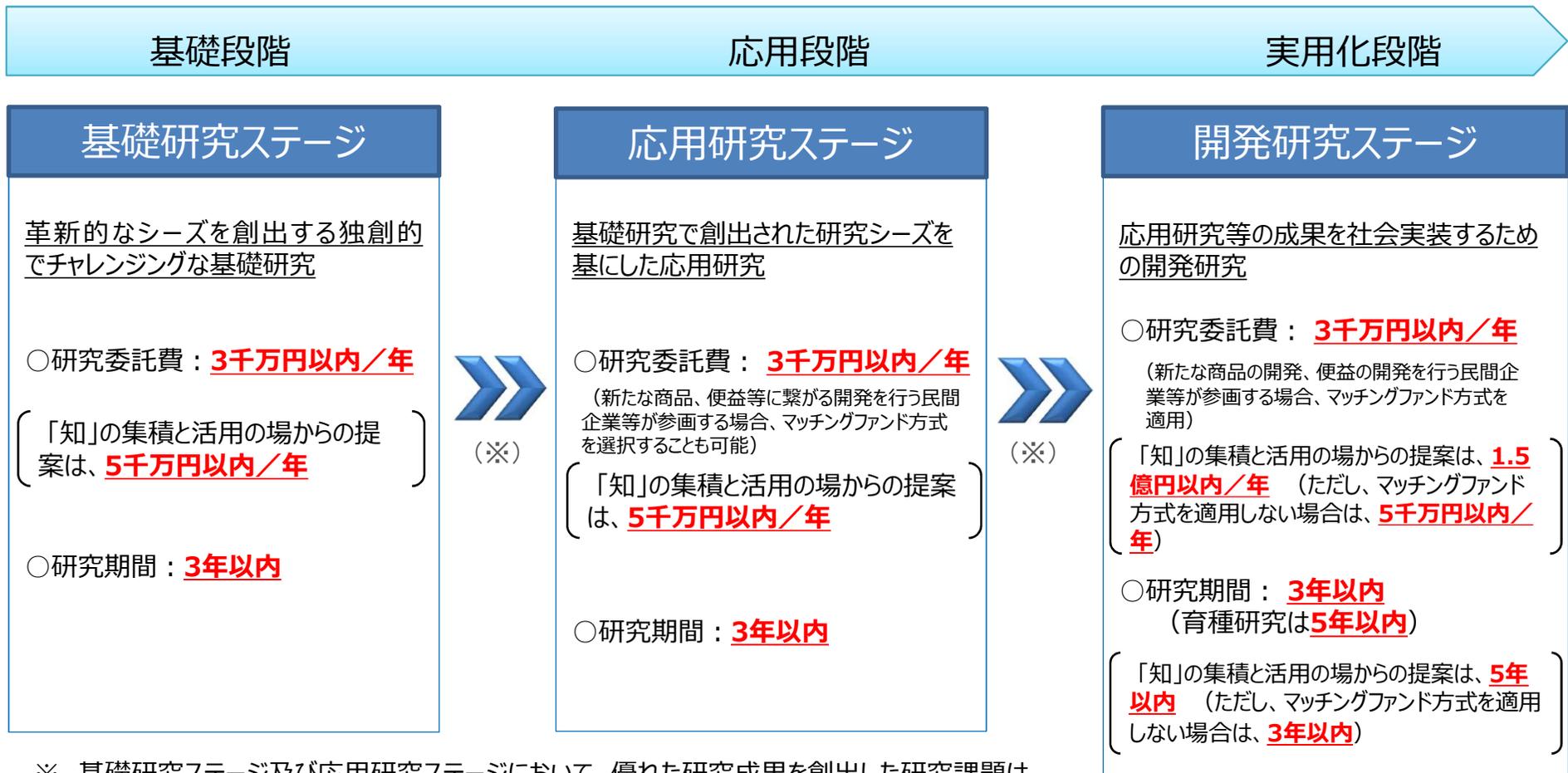
農林水産業・食品産業分野の革新的な技術・商品・サービスを生み出す多様な分野・多様なセクターからの研究開発を支援。また、「知」の集積と活用の中からの提案など、異分野のアイデア・技術等を農林水産分野に導入する研究を重点的に支援。



「知」の集積と活用の中からの提案など、異分野のアイデア・技術等を農林水産分野に導入する研究を重点的に支援。

2 - 1 研究ステージ

- 農林水産・食品分野における産学連携研究による研究開発を基礎から実用化段階まで継ぎ目なく推進
- 「知」の集積と活用場の研究コンソーシアムから提案される研究課題について、優先的に採択するとともに、**研究費・研究期間を拡充**



※ 基礎研究ステージ及び応用研究ステージにおいて、優れた研究成果を創出した研究課題は、移行審査により次のステージへ優先的に採択（予算の範囲内）

2-2 31年度の主な変更点

項目		31年度	30年度
1 マatchingファンド方式の設定の拡大		応用研究ステージにおいて、マatchingファンド方式を任意で選択でき、適用した場合に、採択審査時に加算。 開発研究ステージは、企業負担額に応じて、採択審査時に加算。	開発研究ステージのみ、新たな商品・便益の開発を行う民間企業等が参画する場合はマatchingファンド方式（民間企業等が研究費の一定割合を負担する仕組）を適用し、採択審査時に加算。
2 若手研究者からの提案		若手研究者からの提案については、採択審査時に加算。 若手研究者とは、平成31年4月1日時点で研究統括者及び研究分担者の全てが以下のいずれかであること。 ①39歳以下の研究者であること。 ②42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間を差し引くと、39歳以下となること	なし
3 審査方法等の見直し	「知」の集積と活用からの提案	【1次（書面）審査・2次（面接）審査】 プラットフォームの活動状況等を踏まえ、A～Cの3段階の加算（最大10点）	【1次（書面）審査】 一律10点の加算 【2次（面接）審査】 A～Eの5段階評価（最大10点）
	実用化・事業化の実現可能性の評価	社会実装を明確に意識した研究への支援に重点化するため、全ステージに「実用化・事業化の実現可能性」の項目を設定 （30年度の「国民的・社会的ポイント」は廃止）	開発研究ステージのみ設定 開発研究ステージの2次（面接）審査において、「国民的・社会的ポイント（国民生活にとっての必要性等）」を審査。
	スマート農業の実現に資する技術開発	スマート農業の実現に資する技術開発を、「行政政策上、解決を早急に図る必要性の高い重点課題」として設定し、採択審査時に加算。（開発研究ステージ） ※対象課題は、ロボット、AI、IoT、ドローン、センシング技術等の先端技術を活用することにより、農業の生産性向上、農産物の品質向上及び流通合理化に資する技術開発を行う研究課題	「行政政策上、解決を早急に図る必要性の高い重点課題」に係る研究開発は、採択審査時に加算。

2-3 事業のポイント

1. 明確な研究目標の設定と確実な社会実装

- 基礎研究ステージ・応用研究ステージについて
 - ・ 解決すべき課題、実用化される成果の時期・目標を明確にし、実用化・事業化への発展可能性を審査・・・(12～16頁)
- 開発研究ステージについて
 - ・ 研究期間終了までの実用化に向け、解決すべき課題、実用化される成果の性能スペックを明確にし、実用化・事業化の実現可能性を審査・・・ (20～21頁)
 - ・ 農業者等、成果のユーザーによる、開発技術の評価と改善を必須化・・・ (18頁)
 - ・ 申請時に作成する事業化・実用化の役割分担を明確にした、研究成果の出口戦略を採択時の審査に反映・・・ (19頁)

2. 民間投資の誘発と企業による研究成果の実用化の促進

- 応用研究ステージについて
 - ・ 民間企業等が参画して製品化・事業化に繋がる研究を行い、当該民間企業等が任意で研究資金の一定割合を負担する場合（マッチングファンド方式）は、ポイント加算・・・ (22頁)
- 開発研究ステージについて
 - ・ 民間企業等が参画して製品化・事業化を行う研究の場合は、当該民間企業等が研究資金の一定割合の負担が必須（マッチングファンド方式）。また、企業負担額に応じてポイント加算（500万円以上：5点、1,000万円以上：10点）
- ステージ共通
 - ・ 「知」の集積と活用の場の研究開発プラットフォームからの、異分野を含む多様な分野が参画してイノベーションを創出する提案へのポイント加算等・・・ (10頁～)

2-4 申請者の要件（研究ステージ共通）

○ 代表機関の要件

- 法人格を有する研究機関等であること
- 研究開発を行うための研究体制、研究員等を有すること
- 研究の企画・立案及び適切な進行管理を行う能力・体制を有すると共に、研究統括者及び経理責任者を設置していること

※ 生研支援センターが認めた場合に限り、研究統括者が所属する代表機関とは別に、生研支援センターとの委託契約業務や経理執行業務を担う機関（研究管理運営機関）を設置可能

○ 研究グループの要件

- 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、参画する全ての機関の同意が必要
- 参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は研究グループの代表機関が行うこと
- 研究の一部または全部を研究グループの構成員以外の他の研究機関等に再委託することは不可

2 - 5 「知」の集積と活用からの提案への優遇（研究ステージ共通）

- 「知」の集積と活用によるオープンイノベーションを推進する観点から、「知」の集積と活用による研究開発プラットフォームからの提案については優遇
 - ①研究委託費上限額の拡大
 - ②研究期間の延長（開発研究ステージのみ）
 - ③採択審査時にポイント加算等
- 具体的な措置については、各研究ステージの概要を参照

○ 優遇を受けるための要件

- 「知」の集積と活用からの研究開発プラットフォームから形成された研究コンソーシアムであること
- 研究コンソーシアムが、同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター（※）以上の研究機関等で構成されていること

※ 研究機関等の分類

セクターⅠ：都道府県、市町村、公設試、地方独立行政法人

セクターⅡ：大学、大学共同利用機関

セクターⅢ：国立研究開発法人、独立行政法人、特殊・認可法人

セクターⅣ：民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者

2 - 6 - 1 基礎研究ステージの概要

研究機関等の独創的なアイデアや基礎科学など萌芽段階の研究を基にした、革新的な研究シーズを創出するチャレンジングな基礎研究

- 研究実施期間：3年以内
- 研究委託費：3千万円以内／年
- 申請者の要件：単独の研究機関又は研究グループ[○]（研究グループの構成に特段の要件はなし）

【「知」の集積と活用場からの提案の優遇措置、要件】

- 研究委託費：5千万円以内／年
- 申請者の要件：同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター（※）以上の研究機関等で構成される研究コンソーシアム

※ 研究機関等の分類

セクターⅠ：都道府県、市町村、公設試、地方独立行政法人

セクターⅡ：大学、大学共同利用機関

セクターⅢ：国立研究開発法人、独立行政法人、特殊・認可法人

セクターⅣ：民間企業、公益一般法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者

2-6-1 基礎研究ステージの審査基準① 赤字下線は31年度の主な変更点

○ 1次（書面）審査の審査基準（1次評価ポイント） **100点+25点=125点満点**

科学的ポイント（※1）		行政的ポイント（※1）		加算ポイント		
審査項目	点数	審査項目	点数	項目	点数	
① 新規性・先導性・優位性	20点	① 行政的な必要性	10点	いずれかに該当する提案（重複加算なし）	「知」の集積と活用からの提案（※2）	最大10点
② 目標の明確性・達成可能性	10点				「研究ネットワーク」からの提案	5点
③ <u>実用化・事業化への発展可能性</u>	<u>10点</u>	② 農林水産業・食品産業への貢献	10点	知的財産の管理体制の整備（※2） 注）整備されていない場合、整備後に委託契約を締結		最大5点
④ 研究計画に対するコストの妥当性	10点			<u>若手研究者からの提案</u>		5点
⑤ 研究計画の妥当性	10点	計	20点満点	次のいずれかに該当する提案		5点
⑥ 研究実施体制	10点			①六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題		
⑦ 農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	10点			②農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題		
計	80点満点	③地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題				
		④「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題				
		⑤「総合特区」に基づく課題				
		⑥「地域イノベーション戦略推進地域」に基づく課題				
		⑦「地域活性化プラットフォームのモデルケース」に基づく課題				

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

※2 各項目を、A～Cの3段階で加算

2-6-1 基礎研究ステージの審査基準② 赤字下線は31年度の主な変更点

○ 2次（面接）審査の審査基準（2次評価ポイント） 100点 + 15点 = **115点満点**

科学的ポイント（※1）	
審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	20点
② 目標の明確性・達成可能性	10点
③ <u>実用化・事業化への発展可能性</u>	<u>10点</u>
④ 研究計画に対するコストの妥当性	10点
⑤ 研究計画の妥当性	10点
⑥ 研究実施体制	10点
⑦ 農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	10点
計	80点満点

行政的ポイント（※1）	
審査項目	点数
① 行政的な必要性	10点
② 農林水産業・食品産業への貢献	10点
計	20点満点

+

加算ポイント		
項目		点数
いずれかに該当する提案（重複加算なし）	「[知]の集積と活用の場」からの提案（※2）	最大10点
	「研究ネットワーク」からの提案	3点
<u>若手研究者からの提案</u>		<u>5点</u>

※2 各項目を、A～Cの3段階で加算

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

2-6-2 応用研究ステージの概要

基礎研究で創出された研究シーズを基にした、実用化段階の研究開発に向けた応用研究

- 研究実施期間：3年以内
- 研究委託費：3千万円以内／年
- 申請者の要件：研究グループ[°]（研究グループの構成に特段の要件はなし）

【「知」の集積と活用場からの提案の優遇措置、要件】

- 研究委託費：5千万円以内／年
- 申請者の要件：同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター（※）以上の研究機関等で構成される研究コンソーシアム

※ 研究機関等の分類

セクターⅠ：都道府県、市町村、公設試、地方独立行政法人

セクターⅡ：大学、大学共同利用機関

セクターⅢ：国立研究開発法人、独立行政法人、特殊・認可法人

セクターⅣ：民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者

2-6-2 応用研究ステージの審査基準① 赤字下線は31年度の主な変更点

○ 1次（書面）審査の審査基準（1次評価ポイント） **100点 + 30点 = 130点満点**

科学的ポイント（※1）		行政的ポイント（※1）		加算ポイント		
審査項目	点数	審査項目	点数	項目		点数
① 新規性・先導性・優位性	10点	① 行政的な必要性	20点	いずれかに該当する提案 (重複加算なし)	「知」の集積と活用の場からの提案（※2）	最大 10点
② 目標の明確性・達成可能性	10点				「研究ネットワーク」からの提案	5点
③ 実用化・事業化への発展可能性	10点	② 農林水産業・食品産業への貢献	10点	民間企業等が参画してマッチングファンド方式を適用する場合		5点
④ 研究計画に対するコストの妥当性	10点			知的財産の管理体制の整備（※2） <small>注）整備されていない場合、整備後に委託契約を締結</small>		最大 5点
⑤ 研究計画の妥当性	10点	+	計	若手研究者からの提案		5点
⑥ 研究実施体制	10点			次のいずれかに該当する提案 ①六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題 ②農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題 ③地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題 ④「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題 ⑤「総合特区」に基づく課題 ⑥「地域イノベーション戦略推進地域」に基づく課題 ⑦「地域活性化プラットフォームのモデルケース」に基づく課題		5点
⑦ 農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	10点					
計	70点 満点	30点 満点				

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

※2 各項目を、A～Cの3段階で加算

2-6-2 応用研究ステージの審査基準② 赤字下線は31年度の主な変更点

○ 2次（面接）審査の審査基準（2次評価ポイント） **100点 + 15点 = 115点満点**

科学的ポイント（※1）	
審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	10点
② 目標の明確性・達成可能性	10点
③ 実用化・事業化への発展可能性	10点
④ 研究計画に対するコストの妥当性	10点
⑤ 研究計画の妥当性	10点
⑥ 研究実施体制	10点
⑦ 農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	10点
計	70点満点

行政的ポイント（※1）	
審査項目	点数
① 行政的な必要性	20点
② 農林水産業・食品産業への貢献	10点
計	30点満点

+

加算ポイント			
項目			点数
いずれかに該当する提案（重複加算なし）	「[知]の集積と活用」からの提案（※2）	マッチングファンド方式を適用	最大10点
		マッチングファンド方式を適用しない	最大5点
	「研究ネットワーク」からの提案		3点
若手研究者からの提案			5点

※2 各項目を、A～Cの3段階で加算

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

2-6-3 開発研究ステージの概要

応用研究で創出された研究シーズを基にした、農林水産・食品分野における生産現場の課題解決を図る実用化段階の開発研究

●研究実施期間：**3年以内**（育種研究は**5年以内**）

●研究委託費：**3千万円以内／年**（※）

※ 研究開発を進めることが民間企業等の新たな商品の開発、便益の開発を行うこととなる場合には、当該民間企業等は研究費の一定割合を負担（マッチングファンド方式）
民間企業等：セクターⅣに分類される研究機関等

●申請者の要件：**2セクター以上の研究グループ**

研究機関等の分類

セクターⅠ：都道府県、市町村、公設試、
地方独立行政法人

セクターⅡ：大学、大学共同利用機関

セクターⅢ：国立研究開発法人、独立行政法人、
特殊・認可法人

セクターⅣ：民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合、
農林漁業者

【「知」の集積と活用場からの提案の優遇措置、要件】

●研究実施期間：**5年以内**

ただし、新たな商品の開発、便益の開発を行う民間企業等が参画せず、
マッチングファンド方式を適用しない場合、**3年以内**

●研究委託費：**1億5千万円以内／年**（※）

※ただし、新たな商品の開発、便益の開発を行う民間企業等が参画せず、
マッチングファンド方式を適用しない場合、**5千万円以内／年**

●申請者の要件：**同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター以上の研究機関等で構成される研究コンソーシアム**

2-6-3 開発研究ステージの要件等①

1. 研究成果である開発技術の評価と改善の必須化

- 農業者等、研究成果のユーザーによる、開発技術の評価と改善を必須化

(例)

- ① 農業者等がコンソーシアムに参画し、栽培技術等の実証試験を実施
- ② 農業者、消費者、実需者等が、検討会に出席し、開発技術について意見や評価を述べ、その内容を次年度以降の研究計画に反映
- ③ マーケティングのための消費者及び実需者へのモニター調査を実施し、調査結果に基づき改善



- ① イノベーション創出強化研究推進事業においては、研究成果をより早く社会実装させるため、上記のとおり、「**農業者等、研究成果のユーザーによる、開発技術の評価と改善を必須化**」を要件としている。
- ② 農業者が当該研究課題において「ユーザーによる、開発技術の評価と改善を必須化」のために参画する場合には、以下の方法がある。
 - A 農業者が自らコンソーシアムに参画し、実証試験等を行う。(e-Radシステムへの登録が必要)
 - I 農業者がコンソーシアムに参画せず、試験研究機関からの請負で実証試験等を行う。(e-Radシステムへの登録は不要)

2-6-3 開発研究ステージの要件等②

2. 申請時における研究成果の出口戦略の作成

- 研究成果を確実かつ迅速に社会実装につなげるため、研究コンソーシアムにおける事業化・実用化の役割分担を明確にした、研究成果の出口戦略を申請時に作成（申請書内に記載）
- 出口戦略は、採択時の審査に反映

3. スマート農業の実現に資する研究課題へのポイント加算（重点課題）

- ロボット、AI、IoT、ドローン、センシング技術等の先端技術を活用することにより、農業の生産性向上、農産物の品質向上及び流通合理化に資する技術開発を行う研究課題に該当する場合は、ポイント加算。

2-6-3 開発研究ステージの審査基準① 赤字下線は31年度の主な変更点

○ 1次（書面）審査の審査基準（1次評価ポイント） **110点+40点=150点満点**

科学的ポイント（※1）		行政的ポイント（※1）		加算ポイント	
審査項目	点数	審査項目	点数	項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	10点	① 行政的な必要性	20点	いずれかに該当する提案（重複加算なし）	「知」の集積と活用の場からの提案（※2） 最大10点
② 目標の明確性・達成可能性	10点	② 生産現場等からの必要性	20点		「研究ネットワーク」からの提案
③ 実用化・事業化の実現可能性	10点	③ 農林水産業・食品産業への貢献	10点	民間企業等が参画してマッチングファンド方式を適用する場合	500万円以上：5点 1,000万円以上：10点
④ 研究計画に対するコストの妥当性	10点	計	50点満点	スマート農業の実現に資する技術開発（重点課題）	5点
⑤ 研究実施体制	10点			知的財産の管理体制の整備（※2） <small>注）整備されていない場合、整備後に委託契約を締結</small>	最大5点
⑥ 農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	10点			若手研究者からの提案	5点
計	60点満点			次のいずれかに該当する提案 ①六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題 ②農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題 ③地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題 ④「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題 ⑤「総合特区」に基づく課題 ⑥「地域イノベーション戦略推進地域」に基づく課題 ⑦「地域活性化プラットフォームのモデルケース」に基づく課題	5点

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

※2 各項目を、A～Cの3段階で加算

2-6-3 開発研究ステージの審査基準② 赤字下線は31年度の主な変更点

○ 2次（面接）審査の審査基準（2次評価ポイント） 100点+15点= **115点満点**

科学的ポイント（※1）		行政的ポイント（※1）		加算ポイント		
審査項目	点数	審査項目	点数	項目		点数
① 新規性・先導性・優位性	10点	① 行政的な必要性	20点	いずれかに該当する提案 (重複加算なし)	「[知]の集積と活用 の場」からの提案 (※2)	マッチングファンド方式を適用 最大10点
② 目標の明確性・達成可能性	10点	② 生産現場等からの必要性	10点		マッチングファンド方式を適用しない 最大5点	
③ 実用化・事業化の実現可能性	10点	③ 農林水産業・食品産業への貢献	10点		「研究ネットワーク」からの提案	3点
④ 研究計画に対するコストの妥当性	10点			若手研究者からの提案		5点
⑤ 研究実施体制	10点					
⑥ 農林水産業・食品産業や社会・経済への貢献	10点					
計	60点満点	計	40点満点			

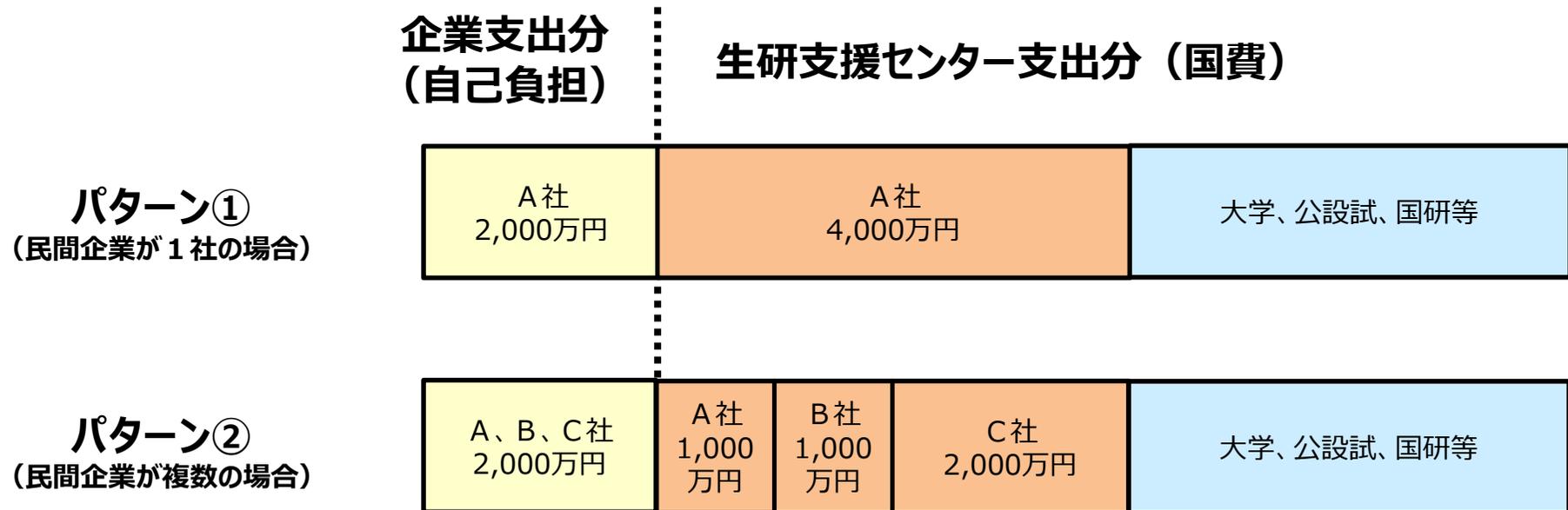
※2 A～Cの3段階で加算

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

2-7 マatchingファンド方式①

- Matchingファンド方式とは、民間企業等による事業化を促進し投資を誘発するため、新たな商品・便益等の開発を行う民間企業等が、生研支援センターから民間企業等に支出する委託費の1/2以上を自己資金として負担する仕組み。
- 応用研究ステージにおいては任意で適用でき、適用した場合は審査時にポイント加算。
- 開発研究ステージにおいて、民間企業等が参画して製品化・事業化を行う研究課題については必須であり、企業負担額に応じて審査時にポイント加算。

【Matchingファンド方式のイメージ】



- 国費や自己負担は、研究グループの取り決めに従って配分

2-7 マatchingファンド方式②（自己負担を行う民間企業等）

【研究資金を自己負担する民間企業等】

研究成果を用いて（特許権等として権利化、ノウハウとして秘匿化等）、新たな商品や便益の開発を行うことにより、将来的に利益を享受することとなる民間企業等

○ 自己負担を行う必要がない民間企業等の例

※民間企業等：セクターⅣに分類される、民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者

①研究グループの他の機関が開発した研究成果の実証のみ行う民間企業

例1 食品加工機器開発の研究において、当該機器のユーザーとなる食品加工メーカー

例2 ICTによる農産物栽培・生産支援システム開発の研究において、当該システムを使用する農業生産法人

②研究成果を活用して利益を得る意向の無い民間企業等

例 社会貢献の一環として研究に参画するNPO法人

（この場合、提案書において、利益を享受しない（特許権等の権利者とならない等）ことが分かるよう明記

○ 研究途中又は研究終了後、研究成果を活用して（特許権等として権利化、ノウハウとして秘匿化等）、新たな商品や便益の開発を行い、利益を得たことが判明した場合は、研究当初にさかのぼってマatchingファンドを満たすよう国費を返還

2-7 マatchingファンド方式③（計上可能な経費）

委託費に計上できる経費

1) 直接経費

①物品費

- ・設備備品費
- ・消耗品費

②人件費・謝金

- ・人件費

〔 国、地方公共団体からの交付金等で手当てしている常勤職員の人件費は不可 〕

- ・謝金

③旅費

④その他

- ・外注費
- ・印刷製本費
- ・会議費
- ・通信運搬費
- ・光熱水料
- ・その他（諸経費）

〔 上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費 〕

- ・消費税等相当額

2) 間接経費

自己資金

1) 左記 1) ①～④の経費

2) 設備備品の償却費

過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、当該委託試験研究用として管理日誌等により利用実績が確認できること

3) 委託研究契約締結前に保有していた試験研究用消耗品

（試薬・材料等のみとし、コピー用紙等の汎用品は対象外）

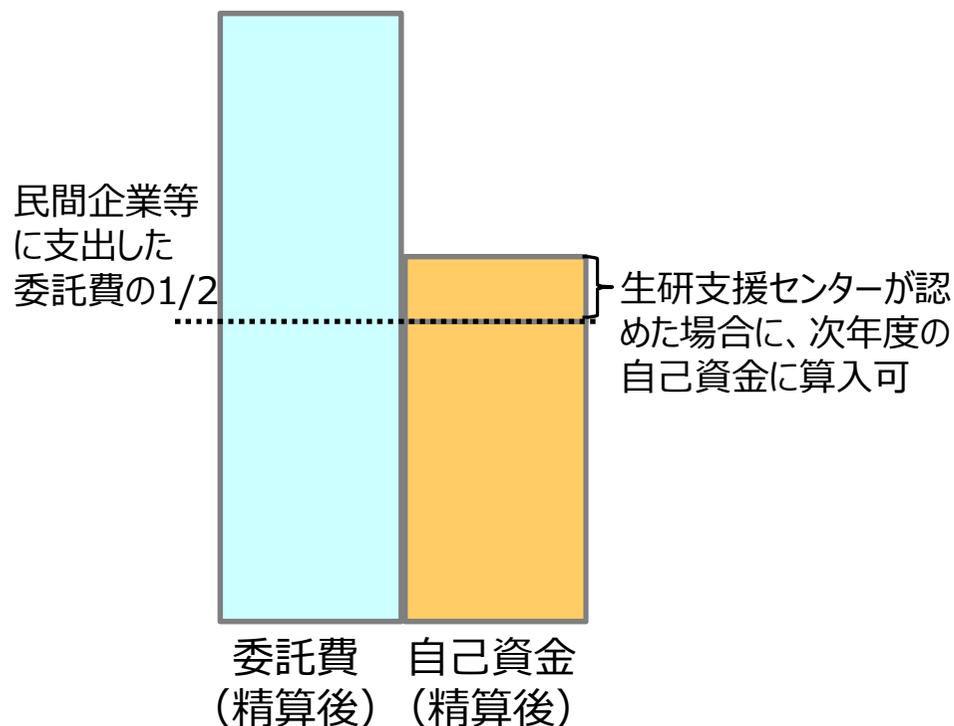
過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、棚卸資産台帳等により直近の在庫の確認ができるもの

2) 及び 3) の計上については、適切な資産及び資金管理ができるよう、当該組織の中に**独立した資産管理部門**があることを条件とします。

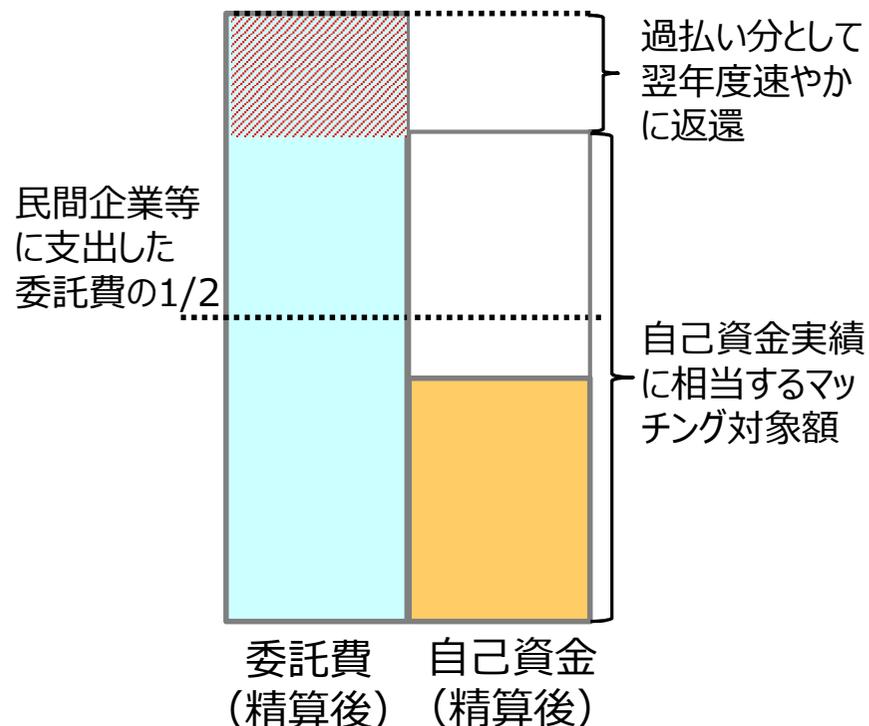
2-7 マatchingファンド方式④（自己資金の取扱い）

- 研究費の翌年度への繰越しは、原則認めない
- ただし、年度毎の経費の精算時において、自己資金がMatching対象額を超過することとなった場合には、生研支援センターが認めた場合に限り、当該超過額を次年度の自己資金に含めることが可能

自己資金がMatching対象額を超過した場合



自己資金がMatching対象額に満たない場合



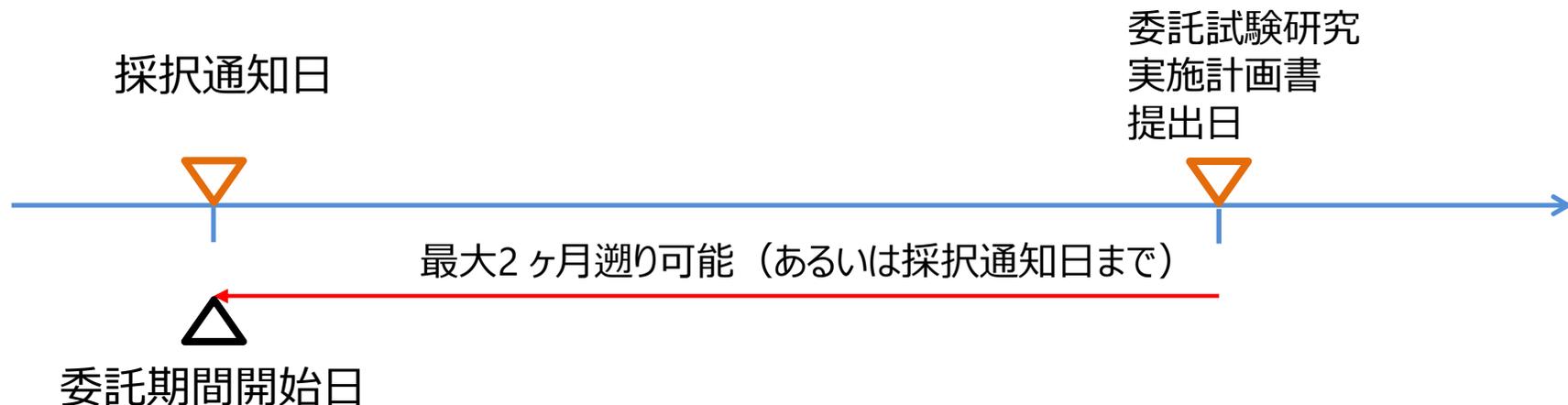
2-8 今後のスケジュール（予定）



2-8 契約手続

- 生研支援センターは、代表機関等との間で当該年度に係る委託契約を締結します。
- 本事業の委託期間は、委託試験研究実施計画書提出日から最大2ヶ月前の日（計画書の提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は採択通知日）まで、委託期間開始日を遡ることが可能です。
- また、次年度以降も研究を継続することとなった場合、原則として次年度の4月1日が試験研究開始日となります。
- なお、採択時や評価時の条件が付されている場合は、この条件に合致していることが前提となり、仮に契約締結に至らなかった場合には、受託機関の自己負担となりますので、ご注意ください。

<初年度の契約イメージ>



3 お問い合わせ先

(1) 公募全般に関する問い合わせ

生研支援センターへのお問合せは以下のメールアドレスにお願いします。

E-mail : inobe-web@ml.affrc.go.jp

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

生物系特定産業技術研究支援センター（生研支援センター）

イノベーション創出課 担当者：中谷、村山

TEL : 044-276-8995

FAX : 044-276-9143

(2) 契約事務に関する問い合わせ

生研支援センター新技術開発部研究管理課

担当者：山崎、小野瀬

TEL : 044-276-8583

FAX : 044-276-9143

(参考) e-Radでの応募①

【応募】

(1) 応募期間

- ◆ 1月15日（火）～2月15日（金）12時

(2) e-Radシステムの使用



- ◆ 応募は全て府省共通研究開発管理（e-Rad）システムを使用
- ◆ e-Radシステムにアクセスするためには、事前に研究機関登録、研究者登録が必要
- ◆ 研究機関登録、研究者（個人の場合）登録は文部科学省のe-Rad 担当へ申請

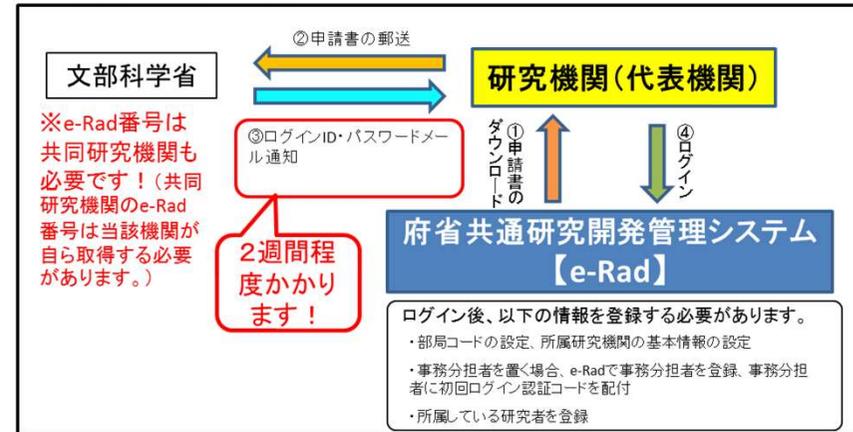
(注) 登録手続きには約 2 週間程度必要なため、早めに申請が必要

- ◆ 応募書類(研究課題提案書)の作成
- ◆ e-Radに基本情報を入力
- ◆ 応募書類（研究課題提案書）を添付（PDFファイルのみ）
- ◆ 研究機関の事務担当者が「承認」の処理・確認

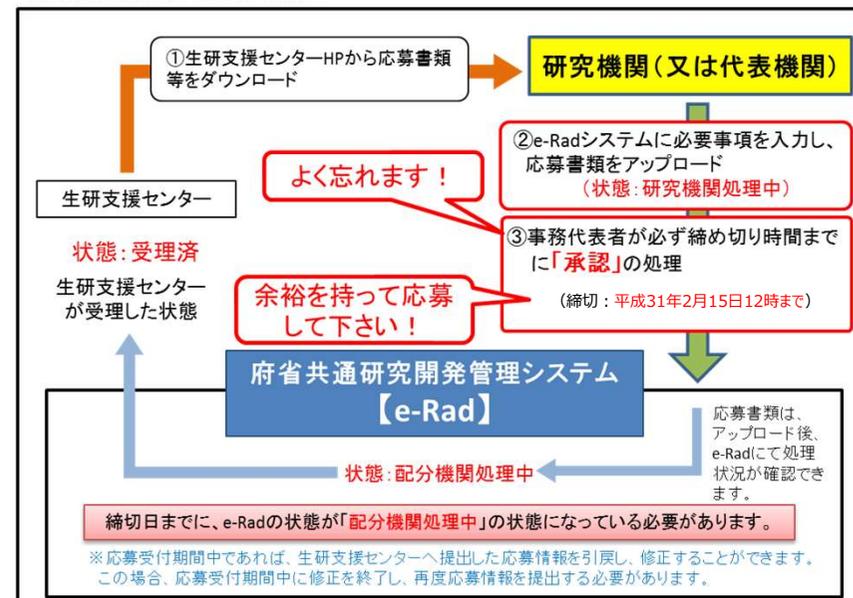
(注) 応募締切直前は、応募が殺到し、e-Radシステムが繋がりにくくなる可能性があるため、余裕を持って応募登録が必要

e-Radによる応募の流れ

○研究機関の登録申請手続き



○研究実施計画の応募手続き



(参考) e-Radでの応募②

- 生研支援センターでは、平成31年度予算成立後、可能な限り早期に研究開発に着手いただくため、**予算成立前に公募を実施**することとしました。
- 今回公表した**事業内容は、今後、予算成立までの過程で変更となる可能性**がありますので、あらかじめご承知おき下さい。

本事業への応募はすべて、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で行います。

郵送や直接の持ち込み、e-mail等では一切受け付けません。

e-Radの使用にあたっては、事前に「研究機関の登録」「研究者の登録」が必要となります。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって手続きを行って下さい。

応募締切期限直前は、応募が殺到し、e-Radシステムがつながりにくくなる可能性がありますので、一週間程度の余裕をもって、応募書類のe-Radへの応募登録を行って下さい。

◆情報提供サイト：e-Radポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>)

◆e-Radの操作方法に関する問い合わせ先：

e-Radヘルプデスク

TEL 0570-066-877

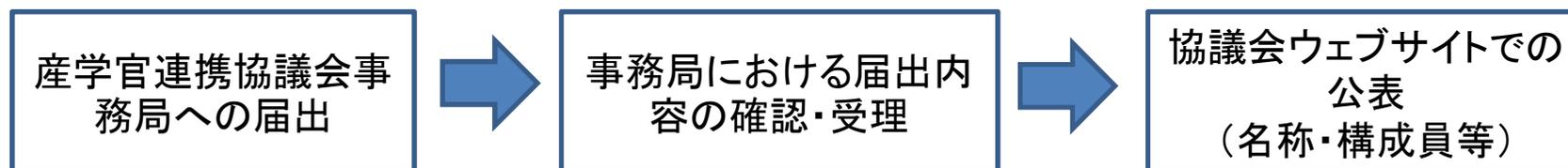
受付時間 9:00～18:00

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

(参考) 「知」の集積と活用の中 研究開発プラットフォームについて

- 研究開発プラットフォームは、産学官連携協議会の会員が、一定のテーマのもとで新たな商品化・事業化に向けた共通の研究課題について、プロデューサーを中心として研究課題の具体化、知的財産戦略・ビジネスモデルの策定等を行うための活動を実施。

研究開発プラットフォーム設立の流れ



協議会への入会や研究開発プラットフォームの届出等の手続は協議会ウェブサイトから行ってください

URL: <https://www.knowledge.maff.go.jp/>



研究開発プラットフォームに求められること

- ・研究課題の具体化や構成員拡充等のための各種活動の実施(セミナー・ポスターセッション等への参加、研究開発プラットフォーム主催のシンポジウムの開催、意見交換の実施等)
 - ・産学官連携協議会 運営委員会が主催するプロデューサー会議への出席
 - ・研究開発プラットフォームの活動状況の定期的な報告
- 等

※協議会ウェブサイトに掲載している各種資料も参照してください

・「知」の集積と活用の中構築に向けた展開方向 (<https://www.knowledge.maff.go.jp/policy.html>)

・「知」の集積と活用の中目指すオープンイノベーションの形について

(<https://www.knowledge.maff.go.jp/uploads/2d79fd62c64760c952dd774ce25133c284ab7f98.pdf>)

・研究開発プラットフォーム プロデューサー活動指針 (https://www.knowledge.maff.go.jp/uploads/producer_katudo181116.pdf)

・過去のプロデューサー会議資料等(会員専用ページ) (<https://member.knowledge.maff.go.jp/Home/Index>)